

国内外に広がる複雑な「行政」の構造を解明する

大学院公共政策学連携研究部・
大学院公共政策学教育部(公共政策大学院)
(法学部法学課程)

准教授 むらかみ ゆういち
村上 裕一



出身高校：愛媛県立松山東高校
最終学歴：東京大学大学院
法学政治学研究所

専門分野：行政学、技術政策学

研究のキーワード：ガバメントからガバナンスへ、政府の役割、国際規制、科学技術、行政改革
HP アドレス：<http://wwr5.ucom.ne.jp/yuichi/>

「行政(学)」とはどのようなものですか？

道路に雪が積もれば、翌朝には除雪されている。蛇口を捻れば、安全な水を飲むことができる。家庭ごみを分別してステーションに出しておけば、処理される。

こうした皆さんの何気ない生活のひとつにも、背後に「行政」があります。除雪については、自治体が計画を立てて予算を組み、自ら（もしくは民間に委託をして）それを実施しています。水道水は、自治体が運営する浄水場を経て各家庭に供給されますが、その水質は厚生労働省令に定められた基準に適合していなければなりません。家庭ごみの中でもリサイクル可能なものは再利用に回され、結果として、国際条約で定められた温室効果ガス排出の削減目標の達成に多少貢献することになります。

行政学の研究対象であるこの「行政」の概念は、ここ数十年で大きく変貌を遂げてきています。かつて、「行政」は「官僚制集団の果たしている役割」であり、当時よく読まれた教科書において行政学は「公的な官僚制組織の集団行動に焦点を当て、これについて政治学的に考察する」^①学問と定義されていました。しかし最近では、公共サービスの提供を広く「行政」と捉え、その提供主体を官僚制集団に限定しない考え方が強くなっており、行政学を「政治と行政の間で、役所の省庁間で、政府と民間の間で、国と地方あるいは国と国際機関の間で、どのように分業と委任がなされているのか、それはなぜなのかといった問いを通じて、現代社会を理解する」^②学問と、かなり広く捉える教科書も現れました。別の教科書の表現を借りれば、「一元的な権力的統治から、自立的な多数の主体が相互に協調し、多面的な調整を行うことによって安定した社会」^③への変化が、現代行政学の大きな研究テーマになっているわけです。これを「ガバメントからガバナンスへ」と言います。

最近はどのような研究をしているのですか？

「ガバメントからガバナンスへ」の流れの中で、私は国内レベルと国際レベル、そしてそれら両方を縦・横断する「行政」にどのような変化が見られるのか、そうした変化はなぜ起こっているのか、さらにそうした変化の先に何があるのかといったことを、身近で具体的な事例に即して研究しています。

もっとも今、国内外に広がる「行政」の中で、**政府（ガバメント）の役割**は縮小しているのかということ自体に議論があります。極めて複雑化した社会において、政府はもはやそれを完全に管理する能力を持ち得ず、政府による様々な規制は市場メカニズムに取って代わられているという可能性もあるでしょう。他方で、民間や市場も確かに重要性を増して

はいるものの、依然としてガバナンスの中心にいる政府が民間と様々なレベルで関係を築き、ガバナンスを操縦しているのだとする説、あるいは、政府と民間が共に作り実施する様々な形態・手法の規制の混成物こそが「行政」の正体であり、したがってガバメントとガバナンスは共に進化し広がって社会への影響力を増しているのだとする説も有力です^④。

例えば、皆さんがお持ちの電気製品に右のようなマークが貼られていませんか。電気製品には感電等の危険性や電磁妨害波による障害を防止する規制が課せられていますが、それには国際電気標準会議 (IEC) や国際無線障害特別委員



電気製品に貼られた国内外のマークは、小売業者や消費者にその安全性などを伝えている。

会 (CISPR) といった国際機関によるグローバルな規制の国内実施という側面があるとともに、国内では電気用品安全法 (電安法) や電波法による法規制に加えて業界団体による自主規制があって、それらがいわば役割分担をしています。近年の規制緩和の中で、第三者認証を用いたり個々の事業者に安全性を確認させたり、さらには安全な製品とそれ以外との選別を個々の消費者に委ねたりするといったことも見られるようになりました。

国際規制の重要性の高まりや**科学技術**の高度・専門化の中で、確かに政府はかつてほどの政策判断の自由度を持たなくなっただけかもしれませんが、しかし、政府は最近の法令改正の中で、事業者への立入検査や法令違反への罰則の強化のほか、電安法を頂点とする安全規制法令の体系化を通して、規制への関与をむしろ強めてもいるのです^⑤。

それはどのように社会の役に立つのですか？

3点お話ししましょう。第1に、こうして「行政」の実態と変容を解明すること自体が、真理の探究という社会科学者の使命です。そのためには、「ガバメントからガバナンスへ」の変化を示す現象を鋭い感覚で察知し、独立の立場で説得的に実証する必要があるでしょう。第2に、行政学には、過去と現在の「行政」を研究することを通して、未来に向け、国民にとってより良い**行政改革**のための教訓を導き出すことが期待されます。その際行政学では、効率性・実効性・民主性など、必ずしも1つとは限らない「より良い」の評価のものさしについて、考えを深めたりもします。第3に、行政学は実践的な学問であり、究極的には国の産業競争力の強化や国際的地位の向上、国民1人ひとりの生活の改善にも貢献できると考えています。例えば国際標準化戦略を立てるに当たって、行政学ではまずそれに関係する国内外の「行政」の実態を調査し、今の制度の枠内でその運用上何ができ、さらにどういった仕組みを新たに作っていかなければならないかを考えるのです。

このように皆さんの生活とも関係の深い行政学を、北大と一緒に学んでみませんか。

参考書

- (1) 西尾勝 (2001) 『新版 行政学』有斐閣, 47 頁
- (2) 曾我謙悟 (2013) 『行政学』有斐閣アルマ, 3 頁
- (3) 森田朗 (2000) 『改訂版 現代の行政』放送大学教育振興会, 166 頁
- (4) Levi-Faur, D., (2012). 'From "Big Government" to "Big Governance"?' *Oxford Handbook of Governance*, Oxford Univ. Pr., pp.8-14
- (5) 村上裕一 (2013) 「規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (五)」『国家学会雑誌 (第126巻第9-10号)』, 868-923 頁